

相談窓口のご案内

奈良県女性センター

※休館日：月曜日（祝日と重なるときはその直後の平日）、12月28日～1月4日

☆女性相談窓口

女性が抱えるさまざまな悩みについて、女性相談員が相談者の立場に立ってお聴きし、一緒に考えます。面接相談は予約制です。（相談無料、必要に応じ弁護士による法律相談可）

電話：0742-22-1240
 相談時間：火～金曜日 9時30分～13時、14時～17時30分
 土曜日 9時30分～13時、14時～20時
 日曜・祝日 9時30分～13時、14時～17時（休館日を除く）

☆働く女性の支援相談窓口

仕事上の悩み、働き方、子育てとの両立、キャリアアップ等、働くことに関する様々な相談に相談員が応じます。面接相談は予約制です。（相談無料）

電話：0742-27-2302
 相談時間：火～土曜日 9時30分～13時、14時～17時30分（休館日・祝日を除く）

☆女性の再就職準備相談窓口

再就職の一手手前から、本格的な仕事探しまで、相談員があなたの課題と一緒に考えます。面接相談は予約制です。（相談無料）

電話：0742-24-1150
 相談時間：火～土曜日 9時30分～13時、14時～17時30分（休館日・祝日を除く）

☆男性のための相談窓口

仕事や職場の人間関係、家族関係の悩み、ストレスなどの相談に男性相談員が応じます。面接相談は予約制です。（相談無料）

電話：0742-27-0304（面接相談の予約は0742-27-2300へ）
 相談時間：第1土曜日・第3土曜日 17:00～20:00（休館日・祝日を除く）
 （相談日は変更する場合があります）

その他、女性の人権に関する相談窓口（なら人権相談ネットワーク加盟機関）

奈良県中央こども家庭相談センター

DV被害や女性が抱えるさまざまな問題に関する相談

- ◆電話：0742-22-4083
 - ◆FAX：0742-93-8130
 - ◆電話相談：月～金 9:00～20:00
 - ◆面接相談：月～金 9:00～16:00
- ※祝日・年末年始を除く（要予約）

NPO法人なら人権情報センター

DVをはじめセクハラ、性暴力、ストーキング、モラルハラスメント等、女性への暴力や、女性・子どもに対する人権侵害に関する相談

- ◆電話：0744-33-8824
 - ※電話、FAX共通
 - ◆相談時間：毎週水曜日 11:00～16:00
- ※祝日・年末年始を除く

奈良県高田こども家庭相談センター

DV被害や心配事等、女性が抱えるさまざまな問題に関する相談

- ◆電話：0745-22-6079
 - ◆FAX：0745-23-5527
 - ◆電話相談：月～金 9:00～16:00
 - ◆面接相談：月～金 9:00～16:00
- ※祝日・年末年始を除く（要予約）

「女性への暴力」ホットライン奈良

夫や恋人等からの暴力に悩んでいる女性のための電話相談

- ◆電話：0745-75-3888
- ◆相談時間：第2・第4月曜日 10:00～16:00

女性の人権ホットライン（奈良地方法務局）

女性の人権問題に関する相談

- ◆電話：0570-070-810
 - ◆相談時間：月～金 8:30～17:15
- ※祝日・年末年始を除く

参画ネットなら

DVやデートDV、モラハラ、ストーカー等女性に対する人権侵害に関する相談

- ◆電話：090-8140-8061
- ◆e-mail：datedvnara@yahoo.co.jp
- ◆相談時間：土曜日 11:00～16:00
- ※春・夏・冬休みは水曜日も（年末年始は除く）
- ※メールは随時（返信は最長5日かかります）

「人権週間」が始まります

昭和23(1948)年12月10日、第3回国際連合総会において「世界人権宣言」が採択されました。

国際連合は、世界人権宣言採択を記念して、12月10日を「人権デー (Human Rights Day)」と定めました。

日本では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24(1949)年以来、「人権デー」を最終日とする1週間を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めています。

世界人権宣言とは？

20世紀は、世界を巻き込んだ大戦が二度も起こり、特に第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害、大量虐殺など、人権侵害、人権抑圧が横行しました。このような経験から、人権問題は国際社会全体にかかわる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。そこで、昭和23(1948)年12月10日、第3回国際連合総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、それ自体が法的拘束力を持つものではありませんが、初めて人権の保障を国際的にうたった画期的なものです。この宣言は、すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容とし、前文と30の条文からなっており、世界各国の憲法や法律に取り入れられるとともに、様々な国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしています。

新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について —差別や偏見をなくしましょう—

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、感染された方をはじめ、医療従事者やそのご家族、その方々が属する施設・機関などに対する差別的な言動や、SNSでの誹謗中傷など、人権を侵害する事象が見受けられます。

いかなる場合でも、差別、偏見、いじめなどは決して許されるものではありません。

県民のみならずには、新型コロナウイルス感染症に関連する憶測、デマ、不確かな情報に惑わされず、人権侵害につながることをないよう、行政機関の提供する正確な情報に基づき、冷静に行動していただきますようお願いいたします。

奈良県人権相談窓口

TEL : 0742-27-8726 FAX : 0742-27-8721

月曜から金曜 8 : 30 ~ 17 : 15 (祝日・年末年始を除く)

◇だまって我慢していませんか？

地域社会、職場、家庭、学校など、いろいろな場所で生活する中で、「何か変だな？」「これって人権侵害？」と感じながらも、じっと我慢したり、そのままにしたりして、しんどくなることってありませんか。

「人権相談窓口」というと堅苦しく感じられるかもしれませんが、相談員がお話を伺いながら、少しでもほっとして、自分らしく日常生活を送ることができるようにお手伝いします。必要に応じて、問題解決に向けて他の相談機関を紹介したり、おつなぎしたりすることもできます。

どうぞお気軽にご利用ください。



相談は無料

秘密厳守します

来所相談OK

てんいち先生